

平成 30 年度第 3 回刈谷市空家等対策協議会 議事録

日 時	平成 31 年 1 月 29 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分
場 所	刈谷市役所 6 階 603 会議室
出席者	<p>〔構成員〕</p> <p>藤岡伸子会長、早川孝昭委員、寺町晋二郎委員、稲垣一幸委員、塚本正二委員、坂野由昌委員、石原テル子委員、稲垣武副市長</p> <p>〔オブザーバー〕</p> <p>愛知県建設部建築局住宅計画課 成田清康課長(代理出席:山本真一郎主任)</p>
	<p>〔事務局〕</p> <p>都市政策部長 齊藤昭久、まちづくり推進課長 久住敬志、まちづくり推進課課長補佐 喜田信明、担当職員 3 名</p>

1 会長あいさつ

2 議題

(1) パブリックコメントの結果について

事務局 議題（1）について説明。

会 長 パブコメを実施して 3 件の意見があり、その内容は、空き家の発生抑制、有効活用、補助制度に関することで、これらの意見に対し、市の考えのご説明がありました。

それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

委 員 （特になし）

会 長 議題（1）について、承認してよろしいでしょうか。異議はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 本件を承認します。

(2) 刈谷市空家等対策計画（最終案）について

会 長 議題（2）については、最終案として計画書が整ったことに伴い、刈谷市長から会長あてに諮問がありましたので、今回の協議会において、計画書の原案について議事を決し、その結果を市長へ答申する必要があります。委員の皆様、最終案に対するご協議、ご審議のほどよろしくお願いします。それでは、事務局より、計画最終案の説明をお願いします。

事務局 議題（2）について説明。

会 長 大変丁寧な説明ありがとうございます。図表など分かりやすく修正されている印象です。

それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

委員 (特になし)

会長 特に意見がないようですので、議事の決を採らせていただきます。  
それでは、空家等対策計画の最終案について、原案のとおりの答申でよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 異議のないものと認めまして、本計画は原案どおりとします。  
それでは、協議会として、市長へ答申する文書の案を委員の皆様にご協議いただきたいと思います。  
事務局は、答申案の配布をお願いします。

事務局 (答申案の配布)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (答申書の案の説明)

会長 ただいま事務局から今後の計画の推進に向けて、各主体の役割と積極的な関与、総合的・計画的な推進と進行管理、状況に応じた計画の見直しなどの特記事項を付与した答申書の説明がありました。  
これに対してのご意見やご質問があればお願いします。

委員 (特になし)

会長 特に意見もないようですので、ここで答申書に会長印を押させていただき、計画書とともに、後ほど、市長へお渡しいたします。  
(答申書に会長印を押印)

### (3) 今後の予定について

事務局 議題(3)について説明。

会長 ご意見やご質問があればお願いします。

委員 (特になし)

会長 特に意見がないようですので、事務局は予定どおり進めてください。

## 3 その他

会長 その他、全般的にご意見などがあればお願いします。

稲垣委員 愛知県宅地建物取引業協会としては空き家バンク制度で連携を取ればと思っています。  
また、今回の計画書は刈谷の空き家対策の指針となるものとして、わかりやすくまとまっていると思います。  
計画期間が10年ということで、その間で改善する必要が生じれば協議会に諮って頂きたいと思います。  
今後、法律だけでは対処が難しい案件が発生した場合は、市条例の制定を検

討するなど空き家問題の解決に向けて、臨機応変に対応して頂きたいと思いをします。

会 長 10年の長期の計画ということもあって、答申にもありますように、社会情勢の変化を鑑みて、弾力的な対応ができれば良いと思います。

早川委員 市民への計画の周知はどのようにされる予定ですか。

事務局 3月議会に報告後、4月1日号の市民だよりに計画策定の周知、併せて4月1日から市HPに計画書を掲示する予定です。

概要版については、相談会などの機会に配布するなど空家等対策計画の周知・啓発に努めてまいります。

早川委員 空家等実態調査において、特定空家等になるおそれがあるレベル4の物件の解体はスムーズにいったのでしょうか。

事務局 昨年度解体された2件については、所有者等を訪問し、所有者間で話し合いを行っていただき解体できました。本年度解体された1件についても、近隣の方等に情報をいただきながら、解体に至りました。いずれも、空家法施行後、税情報などの活用により、所有者等を特定し、直接お願い等ができるようになりましたが、解決までには数年かかりました。

早川委員 「住むなら刈谷」のコンセプトはわかりやすく、とてもいいと思うので、その実現に向けて、刈谷市独自の補助制度などを創設して市民等が興味を持つきっかけになると良いと思います。

会 長 積極的にご発言頂きありがとうございます。来年度の協議会も引き続きご協力をお願いします。

事務局 本日の会議で滞りなく最終案をご承認頂きました。今後、計画の公表に向けて事務的な手続きを進めさせていただきます。

#### 4 答申 (市長入室)

事務局 それでは、会長より市長へ答申書をお渡ししたいと考えています。

会 長 全3回の協議会を経て最終案をまとめることができました。計画に従い、空家等対策を着実に進めてほしいと思います。ここに答申させていただきます。

市 長 会長より答申を頂きました。ありがとうございました。

答申の意見を踏まえ、本計画に基づき空家等対策を推進してまいります。

#### 5 市長あいさつ

#### 6 閉会